佐賀県公安委員会・佐賀県警察本部における情報公開条例審査基準の制定について（例規通達）

(平成17年3月29日佐本総発第31号)
一部改正　平成19年9月27日

佐賀県警察においては、平成１４年１月１日から佐賀県情報公開条例の実施機関となり、情報公開事務を実施しているところであるが、このたび、佐賀県情報公開条例の一部を改正する条例（平成１７年佐賀県条例第４号）が平成１７年４月１日施行となることから、別添のとおり、佐賀県公安委員会・佐賀県警察本部における情報公開条例審査基準を制定し、平成１７年４月１日から施行することとしたので、情報公開制度の趣旨等を十分理解し、事務取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本例規の施行に伴い、佐賀県公安委員会・佐賀県警察本部における情報公開条例審査基準の制定について（例規）（平成１４年３月２５日付け、佐本総発第５０号）は、廃止する。

佐賀県公安委員会・佐賀県警察本部における情報公開条例審査基準

はじめに

警察行政の円滑な運営のためには、県民の理解と協力が何にも増して必要であり、また、行政の透明性の確保と説明責任の遂行という時代の要請にこたえる観点からも、情報の公開は重要なことである。本審査基準は、こうした観点から、佐賀県情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき佐賀県公安委員会及び佐賀県警察本部長が行う公文書の開示・非開示の決定に際して、準拠すべき条例の解釈、運用の基準・具体例を示しもって個人情報の保護や公共の安全と秩序の維持との調整を図りながら、積極的な情報公開の推進に資することを目的としている。

開示・非開示の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の開示請求ごとに当該公文書に記載されている情報の内容等に即して、かつ、条例の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断しなければならない。

また、本審査基準で示した具体例は、あくまで代表的な情報についての判断であり、該当する事例がここに掲げたものに限定されるものではない。

第１　基本事項

１　開示・非開示の基本的考え方

条例は、地方自治の本旨に即した県政の発展に資することを目的とするものであることから、行政情報は原則開示との考え方に立っている。しかしながら、一方で個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、条例では、第６条で、開示しないことに合理的な理由がある情報を非開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定めており、この非開示情報が記録されていない限り、開示請求に係る公文書を開示しなければならないこととしている。

また、条例第６条各号の非開示とされる情報が含まれている公文書であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、裁量的に開示できることとされている。（条例第９条）

なお、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されているときの取扱いは、部分開示（第７条）の問題となる。

２　非開示情報の類型

条例第６条各号の非開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の非開示情報に該当する場合があり得る。また、例えば、ある個人に関する情報が、第２号ただし書の情報に該当するため同号の非開示情報には該当しない場合であっても、他の号の非開示情報に該当し非開示となることはあり得る。

したがって、ある情報を開示する場合は、条例第６条各号の非開示情報のいずれ

にも該当しないことを確認することが必要である。
　なお、第６条各号は、「開示することにより」何らかの支障が生じ、又はそのおそれがあるものを掲げているが、その該当性の判断に当たっては、特定の開示請求者に対して「開示する」ことによる支障ということではなく、開示請求権を有する全ての者に開示したとして当該支障が生じ、又はそのおそれがないか否かを検討する必要がある。

３　非開示情報該当性の判断の時点

　非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行の状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非開示情報の場合に顕著であると考えられる。一般的には、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。
　なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。

第２　非開示情報

１　条例第６条第１号（法令秘情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

１　法令の定めるところにより、開示することができない情報

[条例の解釈]

1-1　「法令」

　法律、政令、省令その他の命令をいう。

1-2　「開示することができない」

　法令の規定で開示できないと定められているものはもちろん、法令の規定の趣旨・目的から開示できないと認められるものをいい、次のような情報をいう。

1-2-1　公開が禁止されているもの
1-2-2　他目的使用が禁止されているもの
1-2-3　手続の公開が禁止されているもの
1-2-4　個別法により守秘義務が課せられているもの

２　条例第６条第２号（個人情報）に基づき非開示とする情報の基準

[条例の定め]

２　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別する

ことはできないが､開示することにより､なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ　法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報
ロ　公表することを目的として作成し、又は取得した情報
ハ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
ニ　当該個人が公務員等（国家公務員法(昭和２２年法律第１２０号)第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第２項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号)第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人、土地開発公社等(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和４７年法律第６６号）第１０条第１項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和４０年法律第１２４号）第１条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法(昭和４５年法律第８２号)第１条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）、第２４条第１項に規定する法人等及び第２５条第１項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名（当該公務員等が公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分
ホ　県の機関又は佐賀県土地開発公社等（以下「県の機関等」という。）が作成した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の職及び氏名並びに当該支出の内容に関する情報。ただし、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの及び実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものを除く。

［条例の解釈］

2-1　「個人に関する情報」

個人の思想、心身の状況、病歴、職歴、学歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報をいう。

2-2　「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

事業を営む個人の当該事業に関する情報については、個人情報保護の問題ではなく次号において判断されることになる。

2-3 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

2-3-1 特定の個人であると明らかに識別され、又は識別され得る情報をいう。

2-3-2 氏名及び住所のように個人が直接識別できるような情報はもとより、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報も、個人識別情報として非開示となる。

2-3-3 照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

2-3-4 厳密には特定の個々人を識別することができる情報ではないが、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合があり得る。このように、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得る。

2-4 「特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

例えば、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが該当すると考えられる。

2-5 ただし書イについて

個人に関する情報であっても、法令の定めにより何人でも閲覧することができることとなっているものについては、開示することができる情報として取り扱う。ただし、使用目的等により閲覧等が制限されている場合など、実質的に何人でも閲覧できるものといえないものについては、この限りでない。

2-6 ただし書ロについて

ロに該当する情報とは、次のような情報である。

2-6-1 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報であって、当該個人も公表することについて了承しているもの

2-6-2 公表することを前提として提供された情報

2-6-3 個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報

2-6-4 従来から慣行上公表しており、今後公表してもそれが他人に知られたくない情報でないことが確実である情報

2-7 ただし書ハについて

非開示情報該当性の判断に当たっては、開示することの利益と開示されないことの利益との調和を図ることが重要であり、個人情報についても、公にすること

により害されるおそれがある当該情報に係る個人の権利利益よりも、人の生命、健康等の保護の必要性が上回るときには、当該個人情報を開示する必要性と正当性が認められることから、当該情報を開示しなければならないこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

なお、人の生命、健康等の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（条例第９条）により図られる。

2-8　ただし書ニについて

2-8-1　「公務員等」とは、国家公務員法第２条第１項に規定する国家公務員及び地方公務員法第２条に規定する地方公務員並びに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第２条第１項に規定する独立行政法人等、地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人、公有地の拡大の推進に関する法律第１０条第１項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法第１条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法第１条に規定する地方道路公社、第２４条第１項に規定する法人等及び第２５条第１項に規定する公の施設の管理を行う法人等の役員及び職員をいい、一般職か特別職か、常勤か非常勤かの別を問わないものである。

2-8-2　本事項に該当する情報とは、公務としての会議への出席等、職務の遂行に係る情報で、公文書に記録されている公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分をいうものである。

2-8-3　「警察職員」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第34条及び第55条に規定する職員をいい、本県職員か他県職員か、地方公務員か国家公務員かの別を問わないものであり、公安委員会規則で定める職にあるものについては氏名を非開示とするものである。

2-8-4　公安委員会規則で定める職にある警察職員とは、「警部補以下の警察官をもって充てる職及び同相当職」と規定されており、これに該当する警察職員の氏名は原則として非開示とされるものである。

2-9　ただし書ホについて

2-9-1　開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの及び実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が別に定めるものとは、

(1)　個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの

見舞い及び犯罪被害者等への支援活動その他これに類する活動に関するものの支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に

係る情報

(2)　実施機関が開示する旨の規定を定める(H14.4.1)前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る情報のうち個人の権利利益を害することが通常認められるものとして実施機関が定めるもの

実施機関が開示する旨の規定を定める前に執行した交際費又は食糧費の支出に係る公文書に用いられた当該支出の相手方の所属名、職名及び氏名に係る情報のうち、次に掲げるもの

①　個人の社会生活に具体的な支障が生じるおそれがあるもの

②　個人が開示されることについて受忍する義務がないもの

③　個人が所属する法人等の事業活動の内容が明らかとなり、当該法人等の事業活動に不利益が生じるもの

④　前３号に掲げるもののほか、個人又は個人が所属する法人等の権利利益を害することが通常認められるもの

であり、これらに該当しないものは、原則として開示されることとなる。

2-9-2　「見舞い」とは、病気、事故、災害等を被った者に対する支出であり、一般に相手方のプライバシーに特段の配慮を払う必要があることから、原則として非開示とするものである。

したがって、プライバシーの配慮を要しない香典、献花、激励等はこれに含まれない。

2-9-3　「犯罪被害者等の支援活動その他これに類する活動に関するもの」とは、例えば、犯罪被害者の支援活動、非行少年を対象とした少年健全育成活動等に関する情報をいい、一般に、この種活動に伴う会議、研修会、説明会等に犯罪被害者、非行少年及びその家族等が出席する場合には、そのプライバシーに特段の配慮を払う必要があることから、原則として非開示とするものである。

「これに類する活動」に該当するか否かは、関係者のプライバシーに特段の配慮を払う必要があるか否かを個別の事例に則し判断する必要がある。

2-9-4　「実施機関が開示する旨の規定を定める前」とは、平成14年３月31日以前のことをいい、これ以前の執行については、「見舞い、犯罪被害者等の支援活動その他これに類する活動」以外の支出であっても、2-9-1(2)の①～④に該当する場合は、非開示となるものである。

2-9-5　非開示情報に係る他の条項等との関係

交際費又は食糧費の支出の場合であっても、会合（交際）自体やその相手方の氏名等の情報が条例第６条５号（行政内部情報）、６号（行政運営情報）、８号（住民等保護情報）、９号（公共の安全等に関する情報）の規定に該当する場合は、もとより、当該規定により非開示となるものである。

2-10　本人からの開示請求

条例は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する個人情報の開示請求があった場合にも、本号のイ

からホに該当しない限り、非開示となる。

［運用の基準・具体例］

2-11　警察職員の氏名の取扱い

佐賀県警察の職員のみならず、警察庁及び都道府県警察の職員の氏名についても、当該職員が「警部補以下の警察官をもって充てる職及び同相当職」であるか否かによって判断する。

なお、「公安委員会規則で定める職」以外の職にある職員であっても、開示請求の対象となる公文書に記録されている具体的な職務の内容との関係で、氏名を開示すると当該職員又は家族に危害が加えられるおそれがあり、条例第６条第９号に該当する場合など他の各号に該当する場合は、非開示となる。

2-12　被疑者（被告人）及び被害者の個人情報

犯罪事件等で被疑者（被告人）や被害者の個人情報が広報・報道されている場合の取扱いは、次のとおりとする。

2-12-1　被疑者（被告人）の個人情報が検挙時に広報されている場合であっても、原則として、氏名、住所等個人を特定する情報（以下「氏名等」という。）は部分的に非開示とし、個人が特定できない形で開示する。ただし、被疑者（被告人）の氏名等が開示決定の時点において公にすることが予定されている次のような場合には、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で被疑者の個人情報を開示する。

ア　警察白書等警察が発行する公刊物等において被疑者の氏名等を記載している場合

イ　被疑者（被告人）の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

ウ　開示請求から開示決定までの間において、マスコミにおいて頻繁に被疑者（被告人）が特定される内容の報道がされている場合

2-12-2　被害者の個人情報については、広報・報道されている場合であっても、原則として非開示とする。ただし、次に掲げる場合等個人情報を公にすることが予定されている場合については、警察庁及び都道府県警察が行った広報の範囲内で例外的に開示する。

ア　警察において国民からの情報提供を求めるため被害者の氏名等を含めた事件の広報を継続している場合

イ　被害者の氏名等を冠して事件名が呼称されることが通例である場合

2-12-3　上記2-12-1及び2-12-2のただし書における個人情報の例外的開示に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重に判断を行うこととする。

３　条例第６条第３号（法人情報）に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

3　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの及び実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ　違法又は不当な事業活動によつて生じ、又は生ずるおそれのある著しい支障から人の財産又は生活を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　県の機関等との契約又は当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る公文書に用いられた氏名又は名称、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び電話番号並びに法人等にあつては、その代表者の氏名

［条例の解釈］

3-1　「法人」

営利法人のほか、学校法人、医療法人、社会福祉法人、その他の公益法人等をいう。

3-2　「その他の団体」

自治会、商店会、消費者団体等、法人格はないが、団体としての規約及び代表者が定められているものをいう。

3-3　「事業を営む個人」

地方税法第72条第５項から第７項までに掲げる事業（例：物品販売業、畜産業医業等）を営む個人のほか農業、林業等を営む個人をいう。

3-4　「当該事業に関する情報」

事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等に関する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報（例：事業を営む個人の家庭状況等）は除く。

3-5　「不利益を与える」

開示することによって、法人等又は事業を営む個人に、技術開発上、営業販売上、経営管理上及び信用上の支障などを生じさせることをいう。

3-6　「実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であ

ると認められるもの」

3-6-1　「実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたもの」

実施機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれ得ると解する。

3-6-2　「要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

3-6-3　「公にしない」とは、条例に基づく開示請求に対して開示しないことのほか、第三者に対して当該情報を提供しない意味である。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

3-6-4　「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていないことだけでは足りない。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には該当しないものである。

3-7　ただし書イについて

法人等又は事業を営む個人の事業活動に起因して、現に発生しているか、又は将来発生するであろうことが確実である危害から人の生命、身体又は健康を保護するために必要である場合は開示できるものであり、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。

3-8　ただし書ロについて

法人等又は事業を営む個人の違法又は不当な事業活動に起因して、現に発生しているか、又は将来発生するであろうことが確実である著しい支障から人の財産又は生活を保護するために必要である場合は開示できるものである。

3-9　ただし書ハについて

「県の機関等との契約」とは、法人等又は事業を営む個人が、その事業活動において県の機関等と締結した契約をいい、契約書の作成の有無を問わないものである。

「当該契約に関し作成された県の機関等の支出に係る文書」とは、県の機関等との契約に基づき、県の機関等の支出を伴い、支出に関して作成された文書をい

う。

ハに該当する情報とは、県の機関等との契約等（例：契約書、支出負担行為伺、支出命令書、請求書、領収書等）に用いられた氏名、住所等をいうものである。

［運用の基準・具体例］

3-10　本号ハ関係

3-10-1　県の機関等との契約を行っている法人等の業者名、代表者名、所在地名、電話番号等については、本号ハの規定に基づき開示することとなるが、取引金融機関口座、業者印、代表者印、検査印等については、本号ハには該当しないことから、本号本文により開示・非開示の判断を行うこととなる。

3-10-2　入札に関する文書中、入札予定者又は応札者の経営内容、業務実施能力又は評価結果を記載した部分については、本号ただし書に該当せず非開示となる。

また、承認図、取扱説明書等の文書中、落札業者の技術力、保守・保全体制を記載した部分についても、同様に非開示となる。

４　条例第６条第４号（国等関係情報）に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

４　県の機関等と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は他の土地開発公社等（以下「国等」という。)の機関との間における委任、依頼、協議等に関する情報で、開示することにより、県の機関等と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれがあるもの

［条例の解釈］

4-1　「委任、依頼、協議等に関する情報」

法令に基づき又は任意に行われる委任、依頼、協議、照会等に関する情報をいい、これには法定受託事務に関する情報も含まれる。

4-2　「協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」

4-2-1　国等の事務に関して県に協議されているもので、国等において当該事務事業に関する情報を公表していないもの

4-2-2　国等からの依頼、委託等による調査等で、当該依頼、委託等の中に国等の許可なしに公表してはならない旨の条件が付され、又は国等において公表するまで公表してはならない旨の指示がなされているもの

4-2-3　全国を通じて統一的に公表することを要するとされているもの

4-2-4　国からの通達等により開示が禁止されている法定受託事務に関するもの

５　条例第６条第５号（行政内部情報）に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

5　県の機関等又は国等の事務事業について県の機関等の内部若しくは県の機関等相互又は県の機関等と国等の機関との間において行われる審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該審議等若しくは同種の審議等又は当該事務事業若しくは同種の事務事業の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

［条例の解釈］

5-1　「審議、調査、試験研究等（以下「審議等」という。）に関する情報」

審議、検討、調査、試験研究、意見調整、打合せ、相談等に直接利用する目的で作成し、又は取得した情報及びこれらに関連して作成し、又は取得した情報をいう。

5-2　「当該審議等若しくは同種の審議等」

当該審議等のほか、現在行っており、又は将来行う同種の審議等をいう。

5-3　「当該事務事業若しくは同種の事務事業」

当該事務事業のほか、現在行っており、又は将来行う同種の事務事業をいう。

5-4　「著しい支障が生ずるおそれのあるもの」

5-4-1　未成熟な情報であって、開示することにより県民に誤解を与えたり、又は無用の混乱を招くおそれのあるもの

5-4-2　行政内部の各種会議、意見交換等の記録で、開示することにより自由な意見交換又は情報の交換が妨げられるおそれがあるもの

5-4-3　審議等に関して収集（取得）した資料等で、開示することにより、その後の審議等に必要な資料等を得られなくなるおそれのあるもの

5-4-4　調査、試験研究等の結果等又は統一的に公にする必要のある事業計画、検討案等で、開示することにより、一部の利用者にのみ特定の利益を与えると認められるもの

5-5　本号は意思決定過程における情報に関する規定であり、第６号は意思決定後の事務の実施に係る情報に関する規定である。

６　条例第６条第６号（行政運営情報）に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

６　県の機関等又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、交渉、渉外、争訟、入札、試験、租税の賦課又は徴収等（以下「検査等」という。）に関する情報で、開示することにより、当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの

［条例の解釈］

6-1　「検査、監査、取締り」

県又は国等が権限に基づいて行う立入検査、監査、法令違反の取締り等をいう。

6-2　「交渉」

相手方と協議し、決定するために折衝する事務をいい、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等をいう。

6-3　「渉外」

外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う県の行財政運営等の推進のための接遇、儀礼、交際をいう。

6-4　「争訟」

訴訟及び行政不服審査法その他の法律に基づく不服申立てをいう。

6-5　「入札」

工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。

6-6　「試験」

資格試験、採用試験等をいう。

6-7　「租税の賦課又は徴収」

国税及び地方税の賦課、徴収をいう。

6-8　「当該検査等若しくは同種の検査等」

当該検査等のほか、現在行っており、又は将来行う同種の検査等をいう。

検査等の情報のうち、検査の要領、工事の単価表など当該検査等の実施後であっても開示することにより、同種の検査等の実施の目的を失うもの、公正かつ円滑な実施に著しい支障を生ずるもの、又は第三者との信頼関係、協力関係が著しく損なわれるものについては、非開示とするものである。

6-9　「実施する目的を失わせ」

立入検査、取締りなど事務の性質上、それらに関する情報を開示すれば、当該事務を実施しても予想どおりの成果が得られず、実施する意義を喪失する場合などをいう。

6-10　「公正かつ円滑な実施に著しい支障を生じ」

検査等の情報が開示されることにより、特定のものに不当な利益又は不利益を与える場合や、経費が著しく増大したり、実施の時期が大幅に遅れる場合などをいう。

6-11　「関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ」

検査等に関する情報が開示されることにより、検査等の実施のために必要な情報や関係者の理解、協力が得られなくなるなど、検査等を実施する過程における第三者又は関係者との信頼、協力関係が著しく損なわれることをいう。

［運用の基準・具体例］

6-12　試験問題

警察学校における試験問題、警察本部における昇任試験問題等については、実

施前は非開示とする。実施後も、短答択一式問題については、開示すると、類似の問題の作成を避ける配慮が必要となり、試験問題作成作業に支障が生じることから、非開示とする（なお、試験問題の内容によっては、条例第６条第９号（公共安全情報）に該当する場合もある。）。

6-12　検定の実施基準

警備業法の規定に基づく警備員等の検定や銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく技能検定等の実施基準のうち、採点の基準及びその内容に関する情報であって、開示することにより検定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に該当し非開示となる。

7　条例第６条第７号（企業経営情報）に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

7　国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業に関する情報で、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害するおそれのあるもの

［条例の解釈］

7-1　「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは土地開発公社等に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第３号の法人情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第３号の法人等とでは当然異なり、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関する情報の非開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

8　条例第６条第８号（住民等保護情報）に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

8　開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれのある情報

［条例の解釈］

8-1　「人の生命、身体、財産等の保護に支障が生ずるおそれ」

例えば、経済情報を開示することにより、個人の財産の保護に支障を来すような場合が想定されるが、その支障が犯罪に起因する場合等警察業務に関して本号

に該当する場合は同時に第９号にも該当するケースが多いと考えられる。

９　条例第６条第９号(公共の安全等に関する情報)に基づき非開示とする情報の基準

［条例の定め］

９　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

［条例の解釈］

9-1　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

9-1-1　「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

なお、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に開示しても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本号に該当しない。

9-1-2　「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

9-1-3　「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

9-1-4　「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

9-1-5　「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第２章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

9-1-6　ここでいう「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

9-1-7　刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、

犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づくつきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

9-1-8　開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不方な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、本号に含まれる。

9-1-9　風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第６号の事務又は事業に関する非開示情報の規定により開示・非開示が判断されることになる。

9-2　「･･･おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かについて審理・判断するのが適当であり、このような規定振りとされているものである。

［運用の基準・具体例］

9-3　佐賀県公安委員会及び佐賀県警察本部長の保有する情報の中で本号に該当すると思われる代表的な類型は、次のとおりである。

9-3-1　現に捜査（暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防・捜査に密接に関連する活動を含む。）中の事件に関する情報で、開示することにより当該捜査に支障を及ぼすおそれがあるもの

9-3-2　公共の安全と秩序を侵害する行為を行うおそれがある団体等に対する情報収集活動に関する情報で開示することにより当該活動に支障を生じるおそれがあるもの

9-3-3　開示することにより、犯罪の被害者、捜査の参考人又は情報提供者等が特定され、その結果これらの人々の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報

9-3-4　捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来

の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるもの

9-3-5　犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報で、開示することにより将来の犯行を容易にし、又は、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるもの

9-3-6　犯罪行為の手口、技術等に関する情報であって、開示することにより当該手口、技術等を模倣するなど将来の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのあるもの

9-3-7　犯罪行為の対象となるおそれのある人、施設、システム等の行動予定、所在地、警備・保安体制、構造等に関する情報であって、開示することにより当該人、施設、システム等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれのある情報

9-3-8　被疑者・被告人の留置・勾留に関する情報であって、開示することにより被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれのある情報

9-4　行政法規違反の捜査等に関する情報

風俗営業等の許認可、交通の規制、運転免許証の発給等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政活動に係る情報は、上記9-1-9のとおり本号の対象にならないが、これらの行政法規に係る業務に関する情報がおよそ本号の対象から除外されるものではなく、風俗営業法違反事件や道路交通法違反事件等の行政法規違反の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがある情報や、これらの犯罪を容易にするおそれがある情報であれば、本号の対象となる。

9-5　警備実施等に関する情報

警衛若しくは警護又は治安警備（災害警備及び雑踏警備を除く警備実施をいう。）（以下「警備実施等」という。）については、従事する警察職員の数及び配置、通信に関する情報、警備実施等のために態勢を構築した時期及びその期間に関する情報は、これを開示することにより、警察の対処能力が明らかになり、要人に対してテロ行為を敢行しようとする勢力等がこれに応じた措置をとるなどにより警備実施等に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し非開示となる。

これらの情報は、当該警備実施等の終了後であっても、テロ行為を敢行しようとする勢力等が過去の実例等を研究、分析することにより、将来におけるテロ等の犯罪行為が容易となり、将来の警備実施等業務に支障を及ぼすおそれがある場合には、非開示となる。

なお、サミット警備に従事する延べ人数等警察庁又は都道府県警察において広報された情報は、開示する。

第３　部分開示

［条例の定め］

第７条　実施機関は、開示請求に係る公文書に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。

［条例の解釈］

１　「開示の請求に係る公文書に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合」

一件の公文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、条例第６条各号に規定する非開示情報に該当するかどうかを審査した結果、非開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、公文書単位に行われるものであるため、条例第６条では公文書に非開示情報が記録されている場合には公文書を開示しないことを定めているが、本条の規定により、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

２　「容易に､かつ､請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるとき」

2-1　非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費等から判断しても容易であり、かつ、非開示情報が記録されている部分を分離した残りの部分の開示であっても、請求の趣旨が損なわれることがないと判断される場合をいう。

2-2　文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

３　「非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない」

3-1　部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

3-2　本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、実施機関の本条例の目的に沿った裁量にゆだねられている。すなわち、非開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、非開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。

第４　公文書の存否に関する情報についての基準

［条例の定め］

第９条第５項　実施機関は、開示請求に対し、当該開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

［条例の解釈］

本条項は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

実施機関は、開示請求に係る公文書が存在していれば、開示決定又は非開示決定を行い、存在していなければ不存在の通知を行うことになる。したがって、公文書の非開示決定では、原則として公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第６条各号の非開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

米国の情報自由法(ＦＯＩＡ)の実務において、グローマー拒否(Glomar denials)と呼ばれているものである。

１　「開示の請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る公文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された公文書の存否について回答すれば、非開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と非開示情報該当性とが結合することにより、当該公文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該公文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、非開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、条例第６条各号の非開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

①　特定の個人の前科、前歴に関する情報（第２号）

②　特定の個人の病歴に関する情報（第２号）

③　先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第３号）

④　情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第４号）

⑤　犯罪の内偵捜査に関する情報（第９号）

⑥　公にされていない捜査手法や装備資機材に関する情報であって、その存在が公にされると犯罪者が対抗手段を取り、犯罪の予防又は捜査に支障が生じるおそれがある場合（第９号）

⑦　買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第５号）

⑧　特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第６号）

２　「当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、佐賀県行政手続条例第８条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった公文書の存否を答えることにより、どのような非開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、公文書が存在しない場合に不存在と答えて、公文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該公文書の存在を類推させることになる。

第５　代表的な文書類型ごとの基準

１　佐賀県公安委員会議事録

佐賀県公安委員会議事録は、原則として開示するが、記載内容中に条例第６条各号に掲げる非開示情報がある場合は、当該情報は非開示となる。

非開示となる情報として、次のような例が考えられる。

ア　捜査中の事件に関する情報等開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の警察活動に支障を生じるおそれがある情報（条例第６条第８号）

イ　特定の犯罪組織に対する取締りの方針等開示することにより、発言した委員長又は委員の生命、身体、財産等に不法な侵害が加えられるおそれがある情報（条例第６条第９号）

ウ　委員長又は委員の発言内容や氏名を開示することにより、外部からの圧力等により今後の公安委員会における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、当該発言内容又は氏名（条例第６条第５号)

２　会計支出文書

2-1　共通事項

2-1-1　警察職員の氏名等の個人情報

会計支出文書における警察職員の氏名等の取扱いは、本審査基準第２の２（条例第６条第２号関係）によるほか、次による。

(1)　公安委員会規則で定める職にある職員以外の職員の氏名（本審査基準第２の2 - 8参照）を除き、職員の住所、金融機関口座等特定の個人を識別することができる情報は、すべての職員について非開示となる。

(2)　債主コード（支出の相手方たる債主ごとに付される財務オンラインシステム上の番号）は、当該公務員に付された固有の番号であるので、個人を識別させ得るものとして非開示となる。

2-1-2　警察との取引業者に係る情報

会計支出文書における警察との取引業者に係る情報の取扱いは、本審査基準第２の３（条例第６条第３号関係）によるほか、取引業者を特定する情報であって、開示することにより、犯罪捜査等の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められるものや、当該業者又は業者の施設に対し危害や妨害活動が加えられるおそれがあると認められるものについては、条例第６条第９号（公共安全情報）に該当し、非開示となる。このような取引業者の例として、次のものが挙げられる。

○　警察庁舎に出入りする取引業者であって秘密保持、庁舎の安全確保等の観点から業者名を開示することができないと認められるもの（庁舎警備等の委託業者等）

○　捜査支援システムの開発・器材を発注している業者

○　特殊な装備の納入業者

2-2　旅費

旅費の支出に関する会計文書については、個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれ（条例第６条第９号）がないと認められるものは、開示する。ただし条例第６条第２号（個人情報）に該当する部分を除く。

なお、旅費の開示・非開示を検討するに際しては、旅費の予算科目（活動旅費職員旅費等）の別に応じて一律に決するのではなく、個々の旅行の目的・実態等に照らし、開示することにより個別の犯罪捜査等の活動に支障を及ぼすおそれがあるか否かによって判断しなければならない。

2-3　捜査費

2-3-1　個別の執行に係るもの

佐賀県警察における捜査費の個別の執行に係るものは、情報提供者等の捜査協力者が特定され、危害を加えられたり、今後の協力が得られなくなるおそれがあることから、原則として全て非開示（警察職員氏名、支払相手方、支払年月日、支払事由、支払金額等）となる。

2-3-2　捜査費支出額に係るもの

佐賀県警察全体の捜査費支出額（全所属の合計額の月別・年別）については開示する。

2-4　食糧費

(1)　食糧費の支出に関する文書については、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして実施機関が別に定めるもの（条例第６条第２号ホ：本審査基準第２の2 - 9参照）及び公安委員会規則で定める職にある警察職員の氏名並びに法人等の内部で管理されている情報（取引金融機関口座等）

を除いて、原則として開示することとなる。

(2)　(1) の例外として、捜査会議等警察活動に関する情報交換のための会議開催に伴う食糧費の執行に関する文書であって、開示することにより警察活動の動向が判明し、犯罪捜査等の個別の警察活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる部分があるときは、その部分は非開示となる。

非開示となる部分は、主として会議の件名、出席者等の会議の内容が推知されるおそれのある情報であるが、会議の開催場所についても、当該場所の近辺での犯罪の捜査等を予定し、その打合せのために開催した会議等に係るものについては、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあることから、非開示となる場合がある。

３　警察組織の職員数に関する情報を記載した文書

3-1　基本的考え方

佐賀県警察の職員数に関する情報は、原則として開示する。ただし、開示することにより、極左暴力集団等犯罪を敢行しようとする勢力に関する情報の収集又はテロ行為等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害への対処についての警察の能力が明らかになり、犯罪を企図する者が、これらの能力の不備な部分を突くなどの対抗措置を講じることにより、その犯罪の実行を容易にするおそれがあるものについては、非開示となる。

3-2　佐賀県警察の職員数に関する情報

佐賀県警察の部別の定員、所属別の配置基準人員に係る情報は、開示する。

４　他の都道府県警察から取得した犯罪等の事件に関する報告書(いわゆる事件申報)

4-1　内偵捜査（秘密裡に実施している捜査をいう。）中の事件に関する報告書

個別事件に対して内偵捜査を行っている事実自体が開示されると、以後の捜査に支障を生じることから、内偵捜査中の事件に関する報告書は、その件名も含め原則として非開示となる。

なお、開示請求の態様によっては、公文書の存否に関する情報となる（第４の１参照）。

4-2　内偵捜査中の事件以外の事件に関する報告書

4-2-1　個人情報について

本審査基準第２の２（条例第６条第２号(個人情報)関係）に従って対応する。

4-2-2　個人情報以外について

今後の犯罪捜査に支障を生じるおそれがある場合等、条例第６条各号の非開示事由に該当するか否かを個別に判断する。

非開示事由のうち、条例第６条第９号（公共安全情報）に該当する例として考えられるものに次のものがある。

①　犯行の内容のうち、いまだ社会一般に知られていない特異な犯罪手口等、

開示することにより同種事案を誘発又は助長するおそれがある情報

② 開示することにより公判の維持に支障を及ぼすおそれがある事実関係

③ 捜査手法に関する情報であって、開示すると警察が行う捜査の手の内を知られ、犯罪者に対抗措置をとられるおそれがあるもの

④ 具体的な事件（現に捜査を継続している事件に限る。）の捜査の方針、体制（具体的な任務ごとの班編制・人数・捜査活動現場における配置箇所等をいう。）に係る情報であって、開示すると被疑者に警察の動きを察知され、逃走・証拠隠滅のおそれがあるもの、又は、捜査の方針、体制に係る情報であってそのパターンを把握されることにより、将来の同種事案の捜査について犯罪者があらかじめ対抗措置をとるおそれがあるもの

なお、警察が広報を行った情報は、広報を実施した時点において、これらの非開示事由に係る捜査等の支障のおそれが相対的に低いと判断されたものであり、また、開示請求の時点においても公知の事実となっている可能性があるなど、開示・非開示の判断に影響を与える要素の一つである。

５ 「訴訟に関する書類」について（条例第２６条）

5-1 基本的考え方

条例第２６条により、刑事訴訟法第５３条の２に規定する「訴訟に関する書類及び押収物」については、条例の規定を適用しないこととされている。この趣旨は、刑事訴訟に関する文書については、文書の公開・非公開の取扱いが当該制度内で体系的に整備されていることから、刑事訴訟法の制度にゆだねることとしたものと解される。

条例の適用除外とされる「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第４７条の「訴訟に関する書類」と同一であり、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書いずれも含まれる。また、裁判所（裁判官）の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護人その他の第三者の保管しているものも含まれる。

5-2 送致・送付前の訴訟に関する書類

いまだ送致・送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑事訴訟法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・非開示の取扱いがなされる機会があり得るため、条例の適用除外であると解される。